

一部負担還元金支給規程

神奈川県電子電気機器健康保険組合 一部負担還元金支給規程

(目的)

第1条 規約第53条の規定による一部負担還元金の支給手続きにつき必要とする事項は、この規程の定めるところによる。

(請求方法)

第2条 一部負担還元金の請求については、支払基金を経由する診療報酬請求明細書もしくは調剤報酬請求明細書にかかる分については、当該請求明細書を組合で受領したとき、また療養費にかかるものについては、法定給付の請求書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。

(支給方法)

第3条 一部負担還元金は、法定給付の請求に基づき規約に定める額を支給する。

2. 支払基金を経由する診療報酬請求明細書もしくは調剤報酬請求明細書にかかる支給については、事業主より届出のあった「保険給付金等受領委任届」にもとづき受任者あて通知し、被保険者は事業主より給付金を受領する。事業主は給付金の領収書を整備のうえ、組合が支給した月の月末までに組合へ報告することとする。

ただし、任意継続被保険者については、本人へ支払うものとする。

附 則

この規程は、昭和60年3月分より適用する。

(健保証の記号：)

保険給付金等受領委任届

事業所名称

事業所所在地

TEL () -

受任者氏名			印 章
所属及び職場における地位			
健保証記号番号	記号	番号	
給付金等振込のための預金口座	銀行名	銀行	支店
	口座番号	(預金) 第	号
	口座開設者の名称又は氏名	<u>フリガナ</u>	

上記の者を保険給付金等の受任者と定めたのでお届けします。
なお、受任者及び上記記載事項に変更があった場合は、直ちにお届けします。

平成 年 月 日

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名

印

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長 殿